

## 政策目標2-5：関税等の適正な賦課及び徴収

## 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

## (1) 納税環境の整備

現在、関税及び輸入品に係る内国消費税については、原則として申告納税制度が採用されており、関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者の方々に対する積極的な情報提供等を通じて、適正な申告が可能となる納税環境を整備する必要があります。

## (2) 適正な納税申告の確保

税関は、情報提供等を通じて輸出入者の方々に適正な申告をお願いするばかりでなく、積極的に諸施策を講ずる必要があります。

## 2. 内閣の基本的な方針との関連

該当なし

## 3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

## 4. 平成18年度の事務運営の報告

## (1) 紳税環境の整備

業績目標 2-5-1: 輸入者に対する関税制度の周知、関税率表の所属区分等の周知を図る。

## [ 平成18年度実施計画 ]

適正な申告のためには、関税制度や輸入しようとする貨物の品目分類、適用税率等について輸入者の方々に十分な情報を提供することが必要です。このため、ホームページへの情報掲載等、関税制度についての広報に努めるとともに、制度改正等に際しては説明会等を積極的に開催します。

税関ホームページ（日本語版）では、現在、関税制度、税関手続案内、関税率表、品目分類情報、関税評価情報、課税価格の換算に用いる外国為替情報等の情報提供を行っています。

平成18年度においては、引き続き納税環境の整備に役立つこれら情報の充実に努めるとともに、利用者の利便性を向上させるため、平成16年11月に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、隨時、適切に見直しを行っていきます。

当該目標に対する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の浸透状況を測定し、平成18年度においては、税関ホームページのアクセス件数の増加を目指します。

## [ 事務運営の報告 ]

業績指標2-5-「税関ホームページへのアクセス状況」については、アクセス件数の増加を目指し、法律等の改正に係る情報の速やかな掲載や、ダウンロード可能な税関様式の増加に努めるとともに、新規に課税価格の評価の事前教示の回答事例、日々のニュース等を伝える「関税局・税関の動き」を掲載し、また、関税率表を見やすいものに改めるなど、タイムリーな情報の提供及び内容の充実に努めました。また、利用者が求める情報に容易にアクセスできるよう、ホームページの構成等の見直しを行い、利便性の向上に努めました。

平成18年度の「税関ホームページへのアクセス状況」については、トップページのアクセス件数（日本語版）については減少していますが、アクセス件数（英語版）については増加しているほか、全体の訪問数も増加しています。アクセス件数（日本語版）が減少したことについては、トップページを経由せずに個々のページに直接アクセスしているためと考えられます。

業績指標 2-5- : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
アクセス件数 (日本語版)	250,838	298,114	407,610	525,423	増加	418,306
アクセス件数 (英語版)	35,069	69,884	90,346	106,071	増加	116,925
訪問数	3,129,524	5,575,724	6,018,300	8,673,644	増加	9,343,542

(出所) 関税局総務課調

(注1) アクセス件数は、税関ホームページ（トップページ）

（日本語版：<http://www.customs.go.jp/index.htm> 英語版：[http://www.customs.go.jp/index\\_e.htm](http://www.customs.go.jp/index_e.htm)）  
を参照した件数。

(注2) 訪問数は、アクセス件数とは異なり、税関ホームページの全てのページのアクセスを計測した件数であるが、同一のアクセス者の短時間での重複アクセスを排除するため、前回のアクセスから30分以内であれば何回ページを参照しても1カウントとして計測した件数。

税関職員による説明会・講演会については、利用者の方々の要望を踏まえて、税関業務全般について説明等を行ったほか、新制度の導入あるいは制度改正に合わせて引き続き積極的に実施しました。

参考・モニタリング指標 2-5- : 講演会・説明会の開催回数 (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
講演会	341	315	342	392	329
説明会	1,170	1,012	987	1,139	1,108

(出所) 関税局総務課調

(注) 各税関で行われる業務説明会、講演会（主な対象者：通関業者等関連団体、貿易関係者、教師、学生など）の開催回数。

税関手続の概要と申請等の様式については、従来、財務省ホームページに掲載していましたが、平成18年6月より、利用者の方々の利便性の向上を図るため、政府の総合的な検索・案内サービスを提供している「電子政府の総合窓口（e-Gov）」に掲載（財務省ホームページからもリンク）しています。

関税局・税関では、利用者の方々が使いやすいように、重要性や利用頻度が高いと考えられる申請手続の説明や申請に必要な様式の掲載を順次進め、充実させています。

## 参考・モニタリング指標 2-5- : ホームページへの申告書等の様式掲載件数 (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
掲載件数	様式 98 手続 141	様式 134 手続 161	様式 160 手続 169	様式 157 手続 169	様式 383 手続 249

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

(注) 掲載件数: 「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」に掲載された税関手続(概要)及び税関ホームページに掲載された申請様式等の件数。

## 業績目標 2-5-2: カスタムスアンサーの機能強化等税関相談・事前教示の充実を図る。

## [ 平成18年度実施計画 ]

税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置しています。また、平成8年から税関手続についての相談を音声及びファックスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入し、平成12年からはインターネットによる利用も可能にしています。このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関連手続全般にわたる幅広い情報を提供します。個人を含め輸出入を行う方の増加により、求められる情報が多種多様化しており、「カスタムスアンサー」の利用の大部分がインターネットによるものであることから、英語版を含め従来の質問・回答内容を見直す等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況(税関相談に即日で対応した割合)」及び「税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)」を設定し、税関相談に迅速に対応しているかどうか、また、対応の早さのみでなく、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。更に、その結果を分析することにより、その改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

また、税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、適用税率について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用は、税関にとっては、適正な輸入申告が確保されるとともに、輸入者の方々にとっても、事前に関税率を知ることが可能となる等大きなメリットがあります。当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況(事前教示に一定期間以内で回答した割合)」を設定し、事前教示に迅速に対応しているかどうかを測定します。

(注) この「[平成18年度実施計画]」は、平成18年度政策評価実施計画(18年3月策定)の「基本的考え方」を要約したもので、全文は、平成18年度政策評価実施計画のP.54~55参照。

## [ 事務運営の報告 ]

業績指標2-5- 「税関相談制度の運用状況(税関相談に即日で対応した割合)」については、利用者から寄せられた税関相談に迅速に対応した結果、平成18年度においても、即日で対応したものが、99.8%と極めて高い割合となりました。

## 業績指標 2-5- : 税関相談制度の運用状況(税関相談に即日で対応した割合) (単位: %)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
割 合	99.9	99.8	99.8	99.9	100	99.8

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が処理した事案のうち、受付から回答までの所要時間が即日だったものの割合。

## 業績指標2-5- 「税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)」につ

いては、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聞き、その結果について分析しました。

平成18年度のアンケート調査は、平成18年12月に全国の税関において窓口来訪者及び輸出入者を対象として実施し、693名から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価を得た割合である「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」は、51.4%と、前年度（46.1%）を上回る結果となりました。（なお、上位3段階の評価を得た割合は、72.1%となっております。）

これは、特に窓口来訪者における満足度の向上が大きいことから、職員の法令知識・商品知識の充実や接遇の改善などに取り組んできた成果が現れたものと分析されます。

（アンケート調査の結果については、税関ホームページに掲載しています。）

業績指標 2-5- : 税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）（単位：%）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
満足度	46.7	44.7	24.8	46.1	向上	51.4

（出所）関税局業務課調（アンケート調査による。）

（注） 数値は、税関相談等に関するアンケート調査において、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で上位2段階の評価を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP566参照。

業績指標2-5- 「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」については、文書による照会に対して30日以内で回答した割合を100%とすることを目指して、定期的に実施状況を把握し、迅速な対応に努めました。その結果、文書による照会に対して30日以内で回答した割合は99.6%（昨年度は95.8%）と極めて高い割合となりました。更に、平均処理日数についても15.3日となり、前年度（18.3日）より大幅に短縮しました。また、口頭による照会に対して即日回答した割合は99.8%（昨年度99.8%）と引き続き極めて高い割合となっています。

業績指標 2-5- : 事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）（単位：%）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
文書による回答	96.7	95.9	94.8	95.8	100	99.6
平均処理日数	16.3	16.3	18.7	18.3	短縮	15.3
口頭による回答	99.2	99.7	99.6	99.8	100	99.8

（出所）関税局業務課調

（注） 事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日、口頭による回答については即日）以内であったものの割合。ただし、回答するために必要な資料等の提出が遅れるなど税関が関与できない要因により一定期間内に回答できない場合を除く。

## （2）適正な納税申告の確保

業績目標 2-5-3 : 税関における輸入品の品目分類及び課税価格の評価並びに原産地証明の適正性を確保する。

【平成18年度実施計画】

税関は、関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、輸入申告内容（品目分類及び課税価格等）の適正性を審査・確認し、必要に応じて貨物について実際に検査を行い、その組成等を分析するとともに、輸入許可後において、輸入貨物に係る納税申告（輸入申告）が適正に行われていたか否か確認する事後調査を実施しています。とりわけ、事後調査については、重点的に取り組んでいます。

更に、品目分類、評価や原産地証明の確認事務といったより専門性の高い業務や、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう、平成18年7月より、税関の機構の見直しも行います。

（参考）最近の動き

日メキシコ経済連携協定の平成17年4月1日発効に伴う、原産地証明書の確認事務の円滑かつ適切な執行。

課税価格の評価については、平成17年7月から文書による事前教示回答手続を整備。

平成17年4月から関税に関する除斥期間等を延長するとともに、同年10月重加算税を導入。

当該目標に対応する業績指標としては、「卓越した着想・調査手法等による非違発見事案の件数」を設定し、審査・検査及び事後調査事務の水準の向上が図られているかどうかを測定します。平成18年度も、件数の増加を目指して業務運営を行います。

本指標は、通関（旅具通関を含む）時及び事後調査等において発見した非違事案（審理部門において摘発した関税等は脱事犯を含む）について、情報の収集・分析・活用、着眼点、困難性等の観点から設定した選考基準に基づき、ポイント制で評価し、評点が合計で3点以上又は一項目で満点（2点）となる事案の件数を計上するものです。

〔事務運営の報告〕

重点的な審査・検査の実施

申告時において審査・検査を実施し、不正な申告又は各種の申告誤りといった非違事案の捕捉に努めました。審査・検査に当たっては、迅速な通関を実現する観点から、適正な申告が行われていない可能性が高い貨物（ハイリスク貨物）とこうした可能性が低い貨物（ローリスク貨物）に選別し、ローリスク貨物については審査・検査を極力省略する一方、ハイリスク貨物については重点的な審査・検査を行っており、これにより、税関に課された適正な通関の要請と迅速な通関の要請の双方の実現を図るよう努めました。この結果、審査・検査における非違件数は増加傾向にあります。

参考・モニタリング指標 2-5-：審査・検査における非違件数

（単位：件）

	平成14年	15年	16年	17年	18年
非違件数	22,622	27,315	36,172	42,081	50,049

（出所）関税局業務課調

（注）審査・検査を行った結果、申告内容に誤りを発見した件数。

正確な品目分類のための分析手法の見直し

正確な品目分類による適正な課税を確保するため、必要に応じ貨物の組成等の分析を行うこととしており、特に、関税中央分析所においては、税関における効率的で精度の高い分析に資するため、分析手法の調査・研究を行うとともに、その手法の見直しにも努めました。

参考・モニタリング指標 2-5- : 税関分析法等の見直し及び検討件数 (単位:件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
見直し及び検討件数	145	116	114	109	111

(出所) 関税中央分析所調

(注) 各税関における統一的な分析を確保するために標準的な分析法を定めた税関分析法に関する見直しや検討、あるいは、従来の分析方法では対応できない新規の輸出入貨物の分析等に関する調査・研究を行った件数。

事後調査の実施

適正な通関を確保し、更に輸入者の方々への適切な申告指導を行うため、事後調査を適時・的確に実施しました。

参考・モニタリング指標 2-5- : 事後調査実績(実施件数) (単位:件)

事務年度(7~6月)	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施件数	5,011	5,088	5,223	5,401	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 平成18年度実績値は、平成19年10月のデータ確定後、報道発表予定。

参考・モニタリング指標 2-5- : 事後調査実績(事後調査における不足申告価格(申告漏れ)) (単位:百万円)

事務年度(7~6月)	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
不足申告価格	98,510	96,280	116,168	161,556	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注2) 平成18年度実績値は、平成19年10月のデータ確定後、報道発表予定。

参考・モニタリング指標 2-5- : 事後調査実績(事後調査における非違の割合) (単位:%)

事務年度(7~6月)	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
非違の割合	56.8	60.8	63.9	67.4	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違発見件数(実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数

(注2) 平成18年度実績値は、平成19年10月のデータ確定後、報道発表予定。

業績指標2-5- 「卓越した着想・調査手法等による非違発見事案の件数」については、高度な技法を駆使し、又は税関の関係部門が連携してはじめて実態が解明されたような事案等、全国の税関における調査技法等の向上に大きく貢献した真に卓越した事案と認められ得るもののみを計上しています。

例えば、事後調査部門における輸入者への立ち入り調査によって発見した事案のほか、輸入申告された貨物について、提出された仕入書等の関係書類を精査したところ、審査を担当した職員の日頃得た知識から、申告された関税率等の適用が誤っているのではないかとの疑問を抱き、現品検査や化学分析等を行った結果、申告の誤りが判明し、多額

の増差税額を追徴するなど通関部門における審査・検査によって発見した事案があります。

平成18年度においては、卓越していると評価される事案（業績指標2-5- の注参照）を前年度より増加させることを目標に取り組んだ結果、前年度（22件）を上回る24件となりました。

業績指標 2-5- : 卓越した着想・調査手法等による非違発見事案の件数（単位：件）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
非違発見事案の件数	13	10	21	22	増加	24

（出所）関税局監視課、業務課、調査課調

（注）通関時及び事後調査時等において発見した非違事案について、情報の収集・分析・活用、着眼点、困難性等の観点から評価している。

また、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税（平成17年10月より導入）などの加算税制度を厳正に運用することにより、申告漏れを行った納税者と適正な申告を行った多くの納税者の間での課税の公平を図るとともに、より適正な納税申告を行う環境の整備に努めました。

通関段階における審査・検査及び事後調査において捕捉された非違事案について、本制度を適用することにより、適正な申告の確保に努めました。

参考・モニタリング指標 2-5- : 重加算税・加算税の徴収実績（徴収件数）（単位：件）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
通 関 時	2,328	2,056	2,238	2,944	2,117
事後調査（事務年度）	10,704	11,318	13,795	13,103	N. A.

（出所）関税局業務課、調査課調

（注1）過少申告加算税及び無申告加算税の賦課決定件数（重加算税の件数は過少申告加算税又は無申告加算税件数に内包される）。「通関時」は、輸入申告の審査段階において発見し賦課したもの、「事後調査」は輸入許可後の調査により発見し賦課したものの件数。

（注2）平成18年度事後調査（事務年度）実績値については、平成19年10月のデータ確定後、報道発表予定。

参考・モニタリング指標 2-5- : 重加算税・加算税の徴収実績（徴収額）（単位：百万円）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
通 関 時	51	48	52	594	68
事後調査（事務年度）	547	536	846	550	N. A.

（出所）関税局業務課、調査課調

（注1）過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課決定額。

（注2）平成18年度事後調査（事務年度）実績値については、平成19年10月のデータ確定後、報道発表予定。

（注3）平成17年度の加算税の徴収実績（徴収額）が約6億円と前年比の約11倍であるのは、同年度に摘発された大口脱税事件の影響によるもの。

業績目標 2-5-4：通関業者の業務の適正な運営により関税の適正な申告及び納付を確保するため、通関業者・通関士に対する適切な指導・監督を行う。

[ 平成18年度実施計画 ]

適正な納税申告が行われるためには、専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者・通関士への立入調査を通じた適正な申告を行うことの指導、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など通関業者・通関士に対する適切な指導・監督を実施します。

[ 事務運営の報告 ]

平成18年度においても通関業者への定期的な立入調査を実施し、申告誤りの防止など適切な指導に努めつつ、通関業法により義務付けられた書類の保存状況や業務の運営状況について調査し、通関業者・通関士に対して直接その場で適切かつ効果的な指導・監督を行いました。

また、指導・監督によっても改善がみられない場合については、担当責任者又は通関士本人に対し、具体的な事例を挙げて指導し、その改善状況を確認することにより指導の実効性を確保するよう努めました。

更に、法令違反があった場合には、通関業法の規定により厳正に処分を行いました。

参考・モニタリング指標 2-5-22：通関業者の業務の運営状況（通関業者・通関士の処分件数）  
( 単位 : 件 )

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
処分件数	0	3	2	1	7

( 出所 ) 關税局業務課調

( 注 1 ) 通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

( 注 2 ) 平成18年度の件数が大幅に増加しているのは、同一の通関業者において複数の税關にまたがる処分事案が発生したことによるもの。

業績目標 2-5-5：物流業界を取り巻く環境の変化等に対応しつつ、保税地域における適正な貨物管理を確保するため、保税制度の適切な運用を図る。

[ 平成18年度実施計画 ]

税關では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物に関する帳簿書類の検査を実施すること、また、外国貨物の管理者が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税を徴収することにより保税制度の適切な運用を図り、保税地域における外国貨物の適正な管理を通じて適切な納税申告の確保を図ります。

( 注 ) 保税地域について

外国から本邦に到着した輸入許可を受ける前の貨物については、貨物の荷抜き、すり替えを防止するとともに、効率的な税關検査の実施を確保するため、原則として、税關の監督下にある特定の地域（保税地域）に置くこととされています。

[ 事務運営の報告 ]

平成18年度においても、保税地域の新規許可又は更新の際に、被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について適切な審査を行いました。また、保税地域において貨物管理が適

正に行われているかを確認するため、保税地域に対する立入検査を実施するとともに、関税法違反等の非違が発見された場合には、同法の規定に基づき、非違の程度に応じて、許可の取消しや外国貨物の搬入停止等の行政処分を行い改善を求めるなど、保税制度の適切な運用に努めました。

参考・モニタリング指標 2-5-23：保税地域数（総数、新規許可件数及び更新件数）

（単位：件）

	平成14年	15年	16年	17年	18年
総 数	5,918	5,832	5,829	5,786	5,710
新規許可件数	261	314	266	293	309
更新件数	728	504	702	737	1,239

（出所）関税局監視課調

（注1）総数：保税地域の各年1月1日現在の総数。

（注2）新規許可件数：保税地域の許可を新規に行った件数。

（注3）更新件数：保税地域の許可期間の更新（許可期間は原則6年。更新も同じ。）を行った件数。

参考・モニタリング指標 2-5-24：保税地域数（保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数）

（単位：件）

事務年度（7～6月）	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
非違発見件数	106	90	135	175	N. A.
処分件数	3	3	7	9	N. A.

（出所）関税局監視課調

（注1）非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

（注2）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

（注3）平成18年度実績値は、平成19年7月以降にデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

#### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

業績指標2-5-「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関職員の接遇の改善や法令知識・商品知識の充実を図るための措置を講ずるなどの業務改善に取り組んだ結果、当該満足度の実績値を向上させることができました。また、業績指標2-5-「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」を設定し、事前教示制度において、適切な日程管理を行うなどの確・迅速な制度運用に努めた結果、文書及び口頭による回答の双方において、一定期間内で回答した割合が極めて高いものとなるとともに、平均処理日数についても、大幅に短縮しました。

#### 5. 平成17年度政策評価結果の政策への反映状況

##### （1）納税環境の整備

###### 税関広報活動の一層の充実

平成18年度においては、法令等の改正や税関様式等に係る情報を速やかにホームページに掲載したほか、新規に課税価格の評価の事前教示の回答事例を掲載するなど、タイ

ムリーな情報の提供及び内容の充実に努めました。また、平成18年7月の「たばこ税」の引き上げに当たっては、税関ホームページに「携帯又は別送して輸入する紙巻たばこの税率の変更について（お知らせ）」を掲載し、納税環境の整備に努めました。

また、これらの情報については、講演会や説明会等においても積極的に提供しました。

更に、平成16年11月に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、利用者が自分の求める情報に容易にアクセスできるよう、ホームページの構成等の見直しに努めました。

#### 税関相談

これまで、ほぼ100%の相談事案が即日対応により処理されていることから、平成18年度も100%の即日回答を目指して事務を運営した結果、99.8%と高い実績を得ることができました。

業績指標2-5-「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」については、税関相談の利用者満足度を向上させることを目指して業務運営を行った結果、51.4%と、昨年度（46.1%）を上回る結果となりました。

利用者満足度の一層の向上を図るため、研修等を通じて職員の接遇の更なる向上に努めました。また、カスタムスアンサーについては、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者の方々の要望に一層かなったものとするため、掲載情報の充実に努めました。

#### 事前教示

事前教示については、より迅速に対応する必要があることから、文書での照会に対する回答について、進行管理票による適切な日程管理の実施等を各税関に周知徹底しました。

その結果、文書による照会に対して30日以内で回答した割合は、99.6%と昨年度（95.8%）から約4ポイント増加したほか、平均処理日数も18.3日から15.3日と大幅に短縮されました。

口頭による回答についても、これまでの実績を踏まえ、即日回答100%を目指したところ、99.8%と引き続き極めて高い割合となっています。

### （2）適正な納税申告の確保

#### 通関審査及び事後調査の的確な実施

通関時において高度な視点から審査・検査を実施できるよう、スタッフ部門とライン部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の商品等に対する知識向上を図り、的確な通関審査に努めました。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めました。

平成18年7月には、原産地認定事務、関税分類及び分析事務、関税評価事務等のより専門性の高い業務や国際物流の高度化にも対応した、適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう、税関の機構の見直しを実施しました。

業績指標2-5- 「卓越した着想・調査手法等による非違発見事案の件数」については、平成17年度より増加させることを目標として設定した結果、18年度は24件と昨年度実績（22件）から2件の増加となりました。

#### 通関業者に対する指導・監督

通関業者・通関士の適切な業務遂行を促すため、申告誤りの防止や、通関業法に義務付けられた書類の保存状況、業務の運営状況について、指導・監督を実施し、法令違反があった場合には厳正に行政処分を行いました。

#### 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者の法令遵守状況等を確認するための立入検査、貨物保全措置の点検等を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めました。

### 6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 關税等徵収額については、貿易の拡大に伴い輸入額が増加していることから、増加傾向にあり、平成17年度で約4.9兆円（全体の国税収入の9.4%）に達しています。このため、税關における關税等の適正な賦課及び徵収は歳入確保の觀点からもより一層重要なものとなっています。

#### 参考・モニタリング指標 2-5- : 關税等徵収額（国税全体に占める割合を併記）

（単位：億円、%）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
徵収額	39,361	40,793	42,998	49,147	N. A.
国税全体に対する割合	8.6	9.0	8.9	9.4	N. A.

（出所）關稅局業務課調

（注1）徵収額：税關による關稅、消費稅及び地方消費稅、酒稅、たばこ稅及びたばこ特別稅、揮發油稅及び地方道路稅、並びに石油稅の徵収額を合算したもの。

（注2）国税全体に占める割合：税關による徵収額／国税徵収額。

（注3）平成18年度実績値は、平成19年7月以降にデータが確定するため、平成19年度実績評価書に掲載予定。

(2) 輸出入者の方々からの様々な相談に応ずる税關相談等については、税關相談官による相談処理件数が増加傾向にあります。

#### 参考・モニタリング指標 2-5- : 税關相談制度の運用状況（税關相談官相談処理件数）

（単位：件）

	平成14年	15年	16年	17年	18年
処理件数	174,755	177,429	184,943	192,448	193,091

（出所）關稅局業務課調

（注） 税關相談官が税關相談を受け付けた件数。

(3) カスタムスアンサーについては、インターネットの普及に伴い、インターネット版カスタムスアンサーの利用件数が増加傾向にあります。

参考・モニタリング指標 2-5- : カスタムスアンサー利用件数(電話・ファックス)

(単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
利用件数	18,165	18,077	15,967	14,538	18,162

(出所) 関税局業務課調

(注) カスタムスアンサーへのアクセス件数。

参考・モニタリング指標 2-5- : カスタムスアンサー利用件数(インターネット版利用件数)

(単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
利用件数	68,476	93,820	123,047	150,273	165,127

(出所) 関税局業務課調

(注) インターネット版カスタムスアンサーへのアクセス件数。

(4) 貨物の品目分類や適用税率について輸入者の方々からの照会に答える事前教示の文書回答件数は微減傾向にありましたが、平成17年度より増加に転じています。一方、口頭による回答件数については、平成15年度まで増加傾向にありましたが、平成16年度以降は減少傾向にあります。

参考・モニタリング指標 2-5- : 事前教示制度の運用状況(事前教示回答件数)

(単位:件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
文書回答	4,185	3,701	3,679	3,840	4,420
口頭回答	85,786	86,126	83,343	77,135	75,720

(出所) 関税局業務課調

(注1) 文書回答:文書により受け付け、文書によりその回答を行った件数。

(注2) 口頭回答:電話等により受け付け、口頭によりその回答を行った件数。

(5) 貨物の輸入は、納期限延長制度等を利用する場合を除き、原則として貨物に課される関税等が納付されなければ許可しないこととしており、これにより、納税の確保を図っています。関税等を納期限までに完納しないなどの理由で、結果として滞納が発生することがあります。これらについては、滞納処分により納付すべき関税等の徴収を行い、納税義務の履行を確保すべく努めています。

参考・モニタリング指標 2-5- : 関税等の滞納整理中の税額

(単位:百万円)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
滞納整理中の税額	1,239	1,067	1,510	8,772	25,829

(出所) 関税局業務課調

(注1) 関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ及びたばこ特別税、揮発油税及び地方道路税、並びに石油税を合算した年度末における総滞納税額。

(注2) 平成17年度・平成18年度の税額が極端に増加しているのは、同年度に摘発された大口脱税事件に係る滞納の発生によるもの。

(6) 貿易の拡大に伴い、通関業務量が増大する状況の中で、通関業者の数は年々増加する傾向にありますが、適正かつ迅速な通関を確保するためには、輸出入者から依頼を受けて税関手続を行う通関業者が、税関への提出書類の内容を通関士に審査させるなど、適正に事務を遂行することが重要です。

参考・モニタリング指標 2-5-21: 通関業者の業務の運営状況(通関業の許可件数及び総数)

(単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
許可件数	64	64	65	57	60
総数	1,237	1,265	1,297	1,332	1,350

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数: 年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数: 各年度末における通関業許可件数。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### (1) 今後の方針

政策目標2-5 関税等の適正な賦課及び徴収

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 2-5-1 輸入者に対する関税制度の周知、関税率表の所属区分等の周知を図る。

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 2-5-2 カスタムスアンサーの機能強化等税関相談・事前教示の充実を図る。

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 2-5-3 税関における輸入品の品目分類及び課税価格の評価並びに原産地証明の適正性を確保する。

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 2-5-4 通関業者の業務の適正な運営により関税の適正な申告及び納付を確保するため、通関業者・通関士に対する適切な指導・監督を行う。

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 2-5-5 物流業界を取り巻く環境の変化等に対応しつつ、保税地域における適正な貨物管理を確保するため、保税制度の適切な運用を図る。

引き続き推進 見直し 廃止

(注) 政策目標2-5「関税等の適正な賦課及び徴収」については、予算との連携を図る観点から見直しを行った結果、平成19年度実施計画において、政策目標5-3「関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上」に統合している。

## （2）企画立案への反映に向けた提言

### 納税環境の整備

#### イ 税関広報活動の一層の充実

訪問数等の増加から分かるように、税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図る必要があります。平成18年度においては、税関様式の掲載数の充実、見やすい「関税率表」やニュース等を伝える「関税局・税関の動き」の掲載に努めてきましたが、平成19年度においても引き続き、内容の充実、利便性の向上に努めます。

具体的には、平成19年度の関税改正において、輸入貨物に係る簡易申告制度及び輸出貨物に係る特定輸出申告制度について、利用者の利便性の向上等の観点から改革を行ったところですが、これらの制度利用者の一層の拡大を図るため、ホームページを活用した情報提供の充実に努めます。また、あわせて講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めます。

また、平成19年度においては、引き続き納税環境の整備に役立つ情報の充実に努めるとともに、平成16年11月に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、税関ホームページについて隨時、適切に見直しを行っていきます。

更に、平成19年度の関税改正により郵便物に係る通関手続が見直され、今後、価格が20万円を超える郵便物について、原則として輸出入申告が必要となるため、パンフレットや説明会等を活用して情報提供に努める必要があります。

#### □ 税関相談

今後、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めます。

また、業績指標2-5-「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」については、平成18年度の税関相談の利用者満足度の実績値（51.4%）を上回る結果を出すことができるよう業務運営に努めます。

カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望にかなったものとするよう、引き続きニーズの把握に努め、掲載項目の追加等による内容の充実化や従来の質問・回答内容の見直しを行うとともに、専門用語をできる限り避ける等、より分かりやすい表現を用いるよう努めます。

#### 八 事前教示

文書及び口頭による照会に対する事前教示の回答について、引き続き一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努めるとともに、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組みます。

### 適正な納税申告の確保

#### イ 通関審査及び事後調査の的確な実施

通関時において高度な視点から審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の商品等に対する知識向上に努めます。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めていきます。

更に、平成19年度には、原産地認定事務、関税分類及び分析事務、関税評価事務等のより専門性の高い業務の充実を図るとともに、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう業務運営を行います。

#### ロ 通関業者に対する指導・監督

適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時、適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めます。

### ハ 保税制度の適切な運用

平成18年度に引き続き、保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めます。

### (3) 平成20年度予算要求等への反映

納税環境の整備を通じて適正な納税申告が引き続き確保されるよう、広報の充実、税関相談、事前教示や通関審査及び事後調査の的確な実施、保税制度の適切な運用等において必要な経費が確保されるよう努めます。

特に、郵便物に係る通関手続の変更が円滑に実施されるよう、利用者に対する周知等を行うために必要な経費の確保に努めます。